

○国土交通省告示第百二十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続きが保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和七年二月二十六日

国土交通大臣 中野 洋昌

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道55号改築工事（阿南安芸自動車道「安芸道路」）

第3 起業地

- 1 収用の部分 高知県安芸市西浜字中畝、字武英山、字馬ノ丁、字山崎、字十六代畝先、字清七谷、字一ノ谷道ヨリ北及び字一ノ谷人家西並びに穴内字腰懸、字立岡及び字五郎谷地内
- 2 使用の部分 高知県安芸市西浜字中畝、字武英山、字馬ノ丁、字山崎、字十六代畝先、字清七谷、字一ノ谷道ヨリ北及び字一ノ谷人家西並びに穴内字腰懸地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道55号改築工事（阿南安芸自動車道「安芸道路」）」（以下「本件事業」という。）は、高知県安芸市伊尾木字杉ノ下地内の安芸東インターチェンジ（仮称）から同市穴内字五郎谷地内の安芸西インターチェンジ（仮称）までの延長6.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12条本文の規定に基づき本件事業を行うこととされており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道55号（以下「本路線」という。）は、徳島県徳島市を起点とし、高知県高知市に至る延長約238kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する高知県東部地域は、なす、ゆず等の生産が盛んな地域であり、これらの農産物は、本路線等を利用して高知県内外へ出荷されている。また、高知県東部地域は、高知県を代表する多くの観光資源を有するとともに、本路線の沿線には、高知駅、高知空港等が存していることなどから、本路線は、高知県東部地域の物流及び観光を支える重要な役割を担っている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、物流や観光に広く利用されるとともに、高知県安芸市の既成市街地を通過し、周辺に店舗、事業所、住居等が存していることなどから、物流等による通過交通と地域住民の日常的な通勤、通学、店舗利用等による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

令和3年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、高知県安芸市港町1丁目地内で18,555台／日であり、混雑度は1.96となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるとともに、既に供用済み又は供用予定である一般国道55号高知東部自動車道及び高速自動車国道四国横断自動車道と連絡することで、高知県東部地域と高知県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和5年3月に同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、騒音、振動等については、環境基準等を満足するとされているほか、大気質については、工事の実施において道路環境影響評価の技術手法に示されている参考値（以下単に「参考値」という。）を超える値が見られるものの、散水の実施により参考値を満足するとされていることから、起業者は、本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物に

については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、ハヤブサ及びヤイロチョウ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ、ツマグロキチョウ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているトサシマドジョウ等、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、ニホンイシガメ、アカハライモリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているナンカイアオイ、ユキモチソウ等、準絶滅危惧として掲載されているマツバラン等、情報不足として掲載されているニセコガネギシギシその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、ミサゴについては、建設機械の稼働に伴い発生する騒音等により繁殖活動等が阻害されるおそれがあることから、繁殖期前からのコンディショニング（工事への馴化）等を実施することとしている。ニセコガネギシギシ等については、生育個体及び生育環境の一部が消失又は改変される可能性があることから、移植又は播種を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、高知県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成11年6月4日に都市計画決定され、平成22年4月13日に変更決定された都市計画及び平成23年12月16日に都市計画決定され、令和3年3月16日に変更決定された都市計画と、のり面の形状等を除き基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図るとともに、高知県東部地域と高知県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成することにより物流の効率化等を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる四国8の字ネットワーク整備・利用促進を考える会等より、上記の理由などから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 高知県安芸市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地
高知県安芸市西浜字十六代畝先地内